

施設使用料の見直しについて

令和7年度第5回生駒市行政改革推進委員会（令和7年12月10日）

見直しフロー

7月2日

諮詢

第1回審議
(8月27日)

- ・対象施設の選定
- ・見直しスキームの検討

第2回審議
(11月10日)

改定内容の審議①
(市民文化系施設)

第4回審議
(12月10日)

改定内容の審議②
(市民文化系施設)

第5回審議
(1月予定)

最終審議

改定内容の審議③
(スポーツ施設)

答申内容の審議

答申

前回審議の確認と本日の審議事項について

項目	前回の審議・主なご意見等	対応（本日の審議）
1 改定案	利用者負担割合を47%に設定するD案は設定根拠が薄く、B案が最も妥当ではないか。	利用者負担割合を50%に設定したE案を新たに作成した。B案もしくはE案のどちらを採用するかについて審議いただく。
2 激変緩和措置	施設使用料の急激な上昇は市民活動への影響が大きく、何らかの措置は必要ではないか。	激変緩和措置の実施に係る検討事項をまとめた。最終的な措置の実施有無と、方法について審議いただく。
3 市外、営利の施設使用料	現行では市外非営利よりも市内営利の料金設定が高くなっている。全国的に市民活動を推進する風潮となっているため、市内営利を優遇するという観点もあるのではないか。	参考資料として、「【資料4】団体別利用件数表」を作成した。料金設定の内容について審議いただく。

施設使用料の改定方針

	利用者負担割合	各館共通単価	増加率	ホール単価	増加率
現行 (B案)	47%	7.49円	-	10.02円	-
改正案 (B案)	44%	8.67円	1.16	14.10円	1.41
改正案 (E案)	50%	9.75円	1.30	15.18円	1.51

各数値の算出については、資料5・6参照

採用案の選定について、ご審議お願いします。



<留意事項>

- ・B案は、提言当時と比較して利用者の負担割合が小さくなることへの説明を求められる可能性があることにご留意いただきたい。
- ・E案は、利用者負担割合を50%とする根拠が必要であることにご留意いただきたい。

施設使用料の改定方針（激変緩和措置）

生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書（平成21年5月25日）においては使用実態が異なる施設について個別単価を設定、端数処理の影響などの理由によって、試算表の利用枠単位で増加率に差が生じている。 *B案の増加率は1.10～2.57

急激な変化に利用者が適応するための時間を設けるため・・・

措置の実施有無・方法について、
ご審議お願いします。



<検討事項>

- ・措置対象の判断基準（増加率の基準）
- ・判断基準の単位（施設単位、貸室単位、利用枠単位のいずれに基づくか）
- ・措置の方法（改定額の上限倍率、上限額の適用期間）

施設使用料の改定方針（市外、営利の施設使用料）

現行

- ①市外非営利の使用料 = 市内非営利 × 1.5
- ②市内営利の使用料 = 市内非営利 × 2
- ③市外営利の使用料 = 市内非営利 × 3

団体別利用件数
については、
資料4参照

*市外利用者の定義：市内在住、在勤、在学者が2分の1に満たないグループ

*営利目的事業の定義：

- ①営利を生業とする株式会社、有限会社、個人商店等の事業者で商品販売、製品説明会等の直接営業活動を伴うもののほか、社内会議や社員の職員研修、新規社員採用の面接会場として使用するなど、直接、間接に関わりなく全ての活動をいう。
- ②専門のプロダクションが興行として開催するコンサート等。
- ③NPO法人や各種団体、グループが開催するコンサート等で入場料を徴収し、運営経費に充てる事業は非営利とみなす。

市外、営利の施設使用料について、
ご審議お願いします。

<参考>施設使用料の算定方法

生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書（平成21年5月25日）をベースとする。

(1)利用者の応分の負担について

利用者の応分の負担については、施設の維持管理経費（＊）を基礎とする。

*維持管理経費＝「①減価償却費、②人件費、③光熱水費、④通信費、⑤委託料、⑥借上料、⑦保険料、⑧修繕料、⑨その他」の合計

(2)社会教育施設使用料 各館共通単価（B案）

$$\frac{\text{各案の各館維持管理経費の合計額}}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

(3)社会教育施設使用料 各館共通単価（E案）

$$\frac{\text{各館維持管理経費の合計額} \times \text{利用者負担割合}}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

*(2)(3)の維持管理経費について、音響照明業務に係る委託料は除く

<参考>施設使用料の算定方法

(4)社会教育施設使用料 ホール単価（各館共通単価+上乗せ単価）

<上乗せ単価の計算式>

$$\frac{\text{各館音響照明業務にかかる委託料の合計}}{\text{各館 (音響照明対象 (総ホール) 面積} \times \text{年間使用時間数}) \text{ の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

(5)社会教育施設使用料 その他

<大ホール等の使用に対する軽減措置>

- ・音響・照明操作を必要としない使用の場合は、各館共通単価を適用する。
- ・コンサート等の準備やりハーサルの場合、舞台のみの使用を可能とし、舞台面積に対する使用料を適用する。
- ・終日使用の場合、終日料金の8割の使用料とする。
- ・コンサート等でリハーサル室を併用する場合、リハーサル室の使用料は3分の1とする。
- ・可動式ホールの場合の客席のみ使用を可能とし、客席部分に対する使用料を適用する。